

# 5.熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域の行為の制限に関する事項

下記に該当する行為については、届出が必要です（※条例、規則に定める適用除外となる行為は除きます）

## ■ 届出対象行為

区分	①バッファゾーン	②国道168号沿道 (境界から200m)	③その他の地域
建築物の新築、増築、改築等	全ての行為	全ての行為	高さ13m超 または 延べ面積500㎡超
工作物の新設、 増築、改築等	(1)製造施設、貯蔵施設、 遊戯施設、太陽光発電 施設等の工作物	全ての行為	高さ13m超 または 築造面積1,000㎡超
	(2)広告塔、広告板、装 飾塔等	全ての行為	高さ13m超
	(3)その他の工作物	全ての行為	高さ13m超
都市計画法第4条第12項に規定する開発 行為	全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
土地の開墾、土石の採取等、土地の形 質の変更	全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
屋外における土石、廃棄物等、物件の 堆積	全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
水面の埋立て	全ての行為	—	—

## ■ 制限の基準（特定景観形成地域以外の区域からの追加・上乘せ基準）

太陽光発電施設については、別に定める「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン」もご覧ください

届出対象行為	①バッファゾーン	②歩行者動線沿道 (境界から50m)	③その他の地域
共通事項	文化財的価値の高い貴重な 景観を極力保全する	アクセスルートとして周囲 の景観との調和を図る	周囲の景観との調和を図る
建築物の建築等/ 工作物の建設等	位置・規模	周辺景観への配慮 (高さ13m、水平投影面積 1,000㎡を超えない規模 等)	山稜のスカイラインの保全 (眺望点から見たときに、 山稜のスカイラインから 突出しない位置及び規 模)
	形態・意匠	周辺景観に著しい影響を及 ぼさない	眺望点や国道168号から見た とき、周辺との調和へ配慮
	色彩	周辺景観に著しい影響を及 ぼさない	外観の基調色は色相0.1R～2.5Yは彩度6以下、それ以外 は彩度4以下(無彩色含む)
	素材・緑化・その他	(特定景観形成地域以外の区域と共通)	
開発行為/土地の 形質の変更/土石 の採取等	位置・規模	景観に著しい改変が生じな いようにする	眺望点や国道168号から見た とき、周辺との調和へ配慮
	緑化	(特定景観形成地域以外の区域と共通)	
屋外における物件 の堆積	位置・規模	景観に著しい改変が生じな いようにする	眺望点や国道168号から見た とき、周辺との調和へ配慮
	方法・その他	(特定景観形成地域以外の区域と共通)	
水面の埋立て	必要最小限にとどめる	—	—

◆和歌山県の景観施策についてのお問い合わせは...  
和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課  
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
TEL: 073-441-3228 FAX: 073-441-3232  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/>



文化財的価値を持つ熊野参詣道（中辺路）



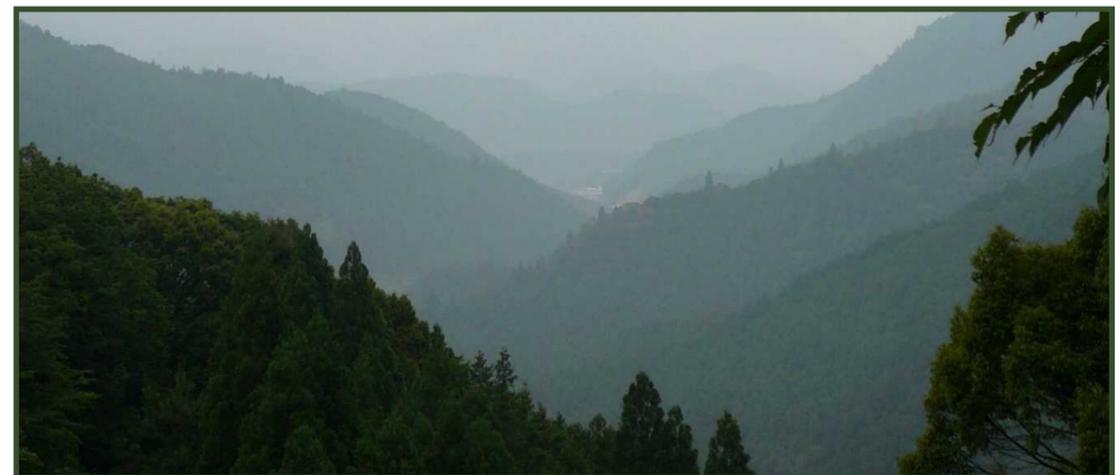
熊野参詣道（中辺路）と一体となり  
文化的景観としての価値を持つ眺望景観



熊野の地へといざなうアクセスルート



暮らしの営みによってつくられた集落景観



# 和歌山県景観計画 熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域



# 1. 和歌山県における良好な景観形成に向けた取り組み

## ■ 背景

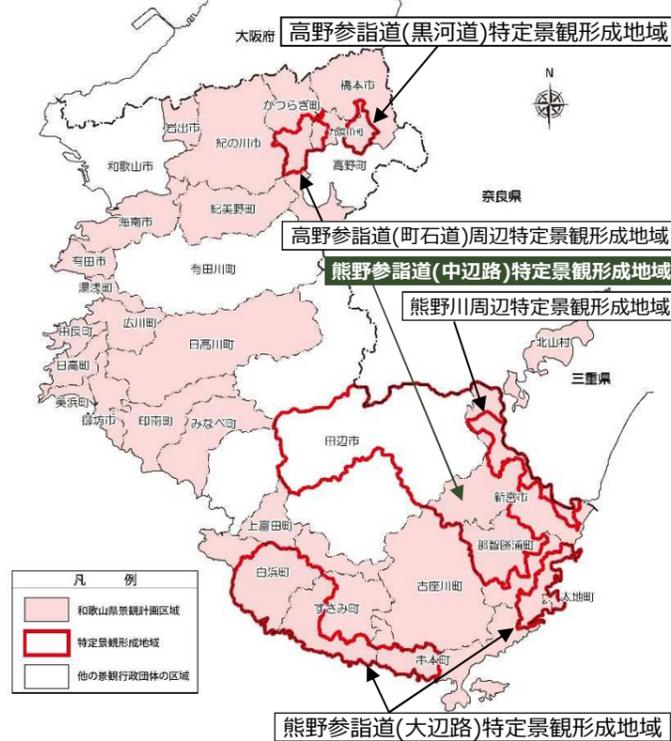
景観法の制定と同時期に、「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、参詣道沿道と周辺の集落、自然環境を含めた文化的保全が必要となってきました。

## ■ 県の取り組み

和歌山県は、景観政策の骨格となる景観条例を施行するとともに、景観法に基づく景観計画を策定し、県の景観施策の基本的な枠組みを整えました。

また、景観計画区域の中で特に重要である認められる地域を特定景観形成地域に指定し、地域特性に応じた景観形成の基本方針や行為の制限を設定し、届出制度を実施しながら、地域の特性を活かした良好な景観形成を図っています。

### ● 和歌山県景観計画（特定景観形成地域）の区域



# 2. 熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域

## ■ 熊野参詣道（中辺路）

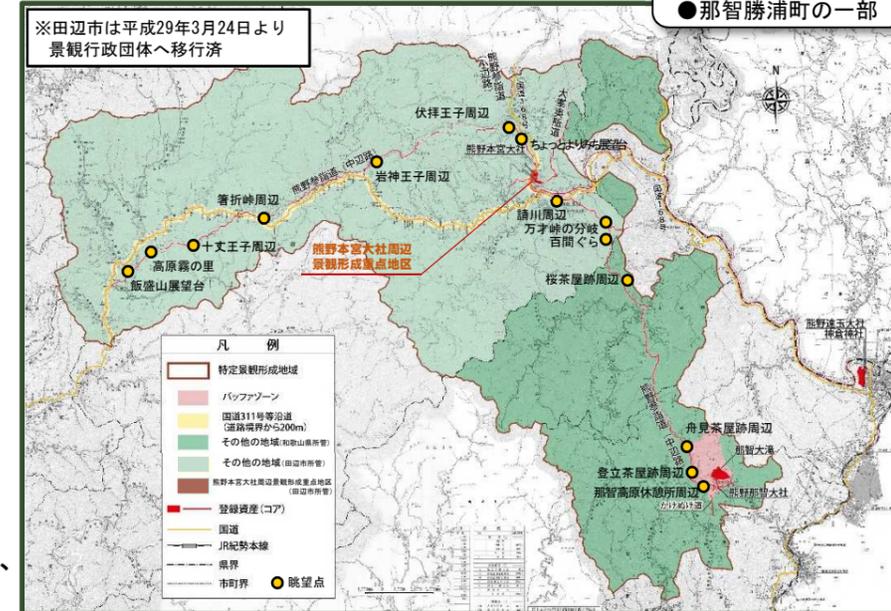
熊野参詣道（中辺路）及びその周辺地域は、幾重の歴史を人々の暮らしとともに積み重ねてきた場所である。世界遺産に登録されたことによってその価値は広く内外に知れわたり、多くの来訪者の目に触れる場所となっており、和歌山県を代表する景観の一つである。

## ■ 熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域の指定

当地域が有する景観の価値が損なわれることのないよう以下の範囲を基本として地域を設定しました。

- 世界遺産のコアゾーン、バッファゾーン
- 世界遺産を結ぶ歩行者動線周辺、また、熊野の地へといざなうアクセスルート周辺
- 熊野参詣道（中辺路）からの可視領域

特定景観形成地域  
●新宮市の一部  
●那智勝浦町の一部



# 3. 現況からみる景観の類型化

熊野参詣道（中辺路）の景観特性を4つに分類し、良好な景観を誘導します

① 石畳が続く山道や沿道に残る王子などの沿道景観  
文化財的価値を持つ古道及び沿道景観を保全する



② 熊野古道から望む景観  
古道と一体となり文化的景観としての価値を持つ眺望景観を保全する



③ 主要なアクセスルートの沿道景観  
熊野の地へいざなうアクセスルートにふさわしい景観形成を図る



④ 固有の景観を有する地域内の集落景観  
暮らしの営みによってつくられた集落景観を保全する



# 4. きめ細やかな区域設定による届出制度の実施

景観特性に応じた区域設定により、きめ細やかな届出制度を実施します

## ① バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

- 古道等世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全します
- 市町の世界遺産条例に準じた届出制度を実施します

## ② 国道168号沿道（境界から200m）

- 熊野の地へいざなうアクセスルートとして、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ります
- 外観の基調色について、色彩に関する基準を設け、周囲の景観との調和を図ります

## ③ その他の地域

- 古道から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ります
- 熊野参詣道（中辺路）の眺望点から見たときの外周囲山稜のスカイラインの眺望を保全します

